

「文化事業に対する熊本県の後援及び共催、県賞の交付並びに挨拶文の交付に関する事務取扱要領」の運用にかかる細則

- 1 この細則は、「文化事業に対する熊本県の後援及び共催、県賞の交付並びに挨拶文の交付に関する事務取扱要領」（以下「要領」という。）第15の規定に基づき、要領の運用にあたり必要な細目を定めるものとする。
- 2 要領にいう「文化事業」とは、次のいずれかの分野に該当するもので、事業の主旨等から文化企画・世界遺産推進課で所管するのが適当であると認められるものを指す。ただし、次に掲げるもの以外で、特に必要と認められるものについては、この限りではない。
 - (1) 芸術（文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、映画、舞踊その他）の振興に関する事業。
 - (2) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、民謡民舞、吟詠剣詩舞その他）及び伝承文化（生活行事、民俗芸能その他）の継承及び発展に関する事業。
 - (3) 生活文化（茶道、華道その他）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他）の普及に関する事業。
 - (4) 文化財等有形又は無形の文化遺産の保存及び活用に関する事業。
 - (5) 地域の歴史の調査研究及び活用に関する事業。
- 3 要領第3に掲げる承諾の条件（1）の運用については、次のとおりとする。
 - (1) 要領第3（1）②に該当する団体とは、文化の普及・発展の目的として結成された団体で、次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア 熊本県文化協会及び熊本県文化懇話会。
 - イ 熊本県文化協会に加盟し、継続的に活動を行っている団体。
 - ウ 県内に活動の本拠を有する公益法人。
 - エ 県内に活動の本拠を有する特定非営利活動法人。
 - (2) 同④に該当する団体とは、①から③以外の団体で、次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア これまでに相当の期間又は回数の文化事業等の活動実績を有しており、その活動が本県文化の振興に寄与すると認められる団体。
 - イ 設立目的、取り組もうとしている文化事業の内容、構成員の活動実績等から、その活動が本県文化の振興に寄与すると認められる団体。

4 要領第3に掲げる承諾の条件（2）の運用にあたっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) ①に関して、当該文化活動を通して、主催団体の活動だけでなく、その文化を広く県民に紹介し、鑑賞、参加等の機会が与えられているものであること。また、展示即売等の営業活動とみなされるものが行われないこと。
- (2) ③に関して、入場料等を主催者が徴収する場合は、出演料及び会場使用料等真に事業を実施する上で必要と認められる額の範囲内であること。
- (3) ④に関して、会員制といった入場制限がなく、広く一般に入場券の販売等が行われていること。
さらに、一部の地域において行われるものでなく、県内全域にわたり、作品等の募集や入場券の販売等が行われ、県内全域からの参加が可能であること。

5 要領第4にいう「熊本県がその企画又は運営に関与している」とは、次のうち少なくとも一方に該当する場合とする。

- (1) 熊本県が経費の一部を負担している場合。
- (2) 熊本県がその企画又は運営に参画している場合。

6 要領第5並びに第10に規定する（1）から（5）までの提出書類の取扱は、別紙1のとおりとする。

7 要領第13にいう「文化の振興を目的とした事業で、特に挨拶文の交付の必要性が認められるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 周年行事等の記念事業。
- (2) 本県において行われる、九州規模以上の大会又はコンクール等。
- (3) その他、特に挨拶文の交付の必要性が認められる事業。